第７章　計画の推進

１　計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

保健・医療・福祉等の各関係機関の連携によって、高齢者福祉施策並びに介護保険事業の運営を円滑に推進するため、「愛荘町介護保険運営協議会」において本計画の進行管理を行います。

計画の推進にあたっては、庁内関係各課および関係機関等との連携を密にし、施策・事業の円滑な推進を図ります。

(2) 意識啓発の推進

計画の推進、ひいては持続的・安定的に介護保険事業を運営していくため、社会で支える「共助」のしくみである介護保険制度と、地域でお互いが支え合う「互助」とがいわば「車の両輪」として重要であることを意識啓発し、地域での支え合い活動への参加・協力を促します。

(3) 情報提供の推進

介護保険制度の適切な利用を促進し、もって介護保険事業の円滑な運営を図るため、広報紙やホームページ等を利用しつつ出前講座等を行い、介護保険サービスや制度改正に関するわかりやすい情報提供に努めます。

２　計画の進行管理

ＰＤＣＡサイクルによって効果的･効率的に施策･事業を推進するため､「見える化」システムなどを用いた地域分析を行うとともに､「愛荘町介護保険運営協議会」において、本計画において設定した目標の達成状況の点検や評価を行い、その結果を公表します。

また、法制度の改正などに伴い、計画内容に変更すべき点が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

３　災害や感染症対策にかかる体制整備

自然災害や新型感染症の発生などに対して、必要なサービスの提供や住民主体の活動などが滞らないよう､「愛荘町地域防災計画」および「新型インフルエンザ等対策行動計画」などの関連計画との連携を図りつつ、サービス提供事業者に対しては事業継続計画の策定や「新しい生活様式」への対応を促すとともに、住民に対する的確な情報提供と必要な支援の提供に努めます。

本計画の推進にあたって、災害や新型感染症の発生などによる障害が生じた場合には、現場において柔軟な対応を呼びかけるとともに、できる限りの創意工夫をもって対応にあたります。

4　成年後見制度利用促進にかかる体制整備

高齢社会により、認知症高齢者や身寄りのない高齢者、虐待を受ける高齢者といった、成年後見制度の利用を必要とする高齢者が増加することが予想されます。国では、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされており、本計画と一体的に策定します。令和 3 年度から、「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を整備し、各事業を実施することで、高齢者の権利擁護の推進を行います。